

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 APR (Vol.107)

## CONTENTS

海外拠点ニュース タイの労働保護法改正から考える少子高齢化—日本との比較で見える課題と機会 .....	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第107回 海外最新ビジネス情報 .....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：新インセンティブフレームワークの続き .....	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
ラマダン商戦とレバラン手当 —インドネシア特有論点の実務整理— .....	11
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート .....	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
3月のアートイベント .....	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国: 2026年1月施行「増値税法実施条例」の解説(第2回) .....	17
～増値税法・本実施条例の施行下で、実務上に大きな影響を与える仕入税額控除の新ルールを、補充規定と共に解説～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい<第22回>ホーチミンのオフィス事情～パフォーマンスを最大化する異文化交流～ .....	20
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited 社会保険労務士 山本真佑氏	



株式会社 中国銀行  
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20  
 TEL:086-234-6539  
 香港支店  
 シンガポール支店  
 ニューヨーク駐在員事務所  
 上海駐在員事務所  
 バンコク駐在員事務所

cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
 cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
 cbk\_ny@fr-chugin.jp  
 cbk\_sh@fr-chugin.jp  
 cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。  
 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### タイの労働保護法改正から考える少子高齢化 — 日本との比較で見える課題と機会

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

昨年、育児・家族関連休暇の拡充や契約労働者の保護強化を柱としてタイの労働保護法が改正されました。背景には2022年をピークとして、すでに人口減少局面に突入しているタイの出生率の低下と高齢化の進行があります。これは日本が長年経験してきた構造変化と多くの共通点を持ちます。

今回は改正の要点を起点に、タイと日本の人口動態と制度対応を読み解き、社会変化がもたらす課題と、日系企業に開かれるビジネスチャンスを探ります。

#### 1. 労働保護法改正の要点と意義

労働保護法の最新の改正は、育児休暇の延長、配偶者休暇の新設、契約労働者の保護強化、産休・賃金保障の見直しを柱としています。これにより、従来は企業任意に依存していた家族支援制度が法的に整備され、労働者にとって安心感が高まる内容でした。

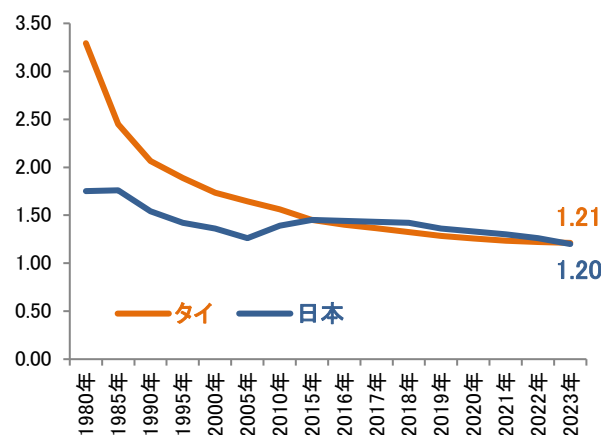
表1 タイ労働保護法改正（2025年）の主要変更点

項目	従来制度	改正後
産休・賃金保障	産休日数は98日。賃金負担は一部のみ明確化。	産休日数を120日に延長。うち60日間は雇用者が全額負担。
育児休暇	母親中心で一定期間のみ。父親の取得は不明確。	父母双方が取得可能に。休暇期間を延長し権利を法的に明確化。
配偶者休暇	法定制度なし。企業が任意で付与。	出産時に配偶者が取得できる休暇を新設。
契約労働者保護	権利が不明確。解雇・待遇に差が生じやすい。	権利を明確化。解雇手続きや待遇に関する保護を拡充。

#### 2. 人口動態の現状と比較

タイと日本はともに出生率の低下と高齢化に直面していますが、進行の速度や影響の現れ方に違いがあります。日本は高齢化が高度に進行し、社会保障費の増大や労働力供給の縮小が長期課題です。一方でタイはまだ高齢化の初期段階にあるものの、出生率の急落により短期間で高齢化が進むリスクを抱えています。2022年をピークに人口減少局面に入ったことで、政策対応の緊急性は一層高まっています。

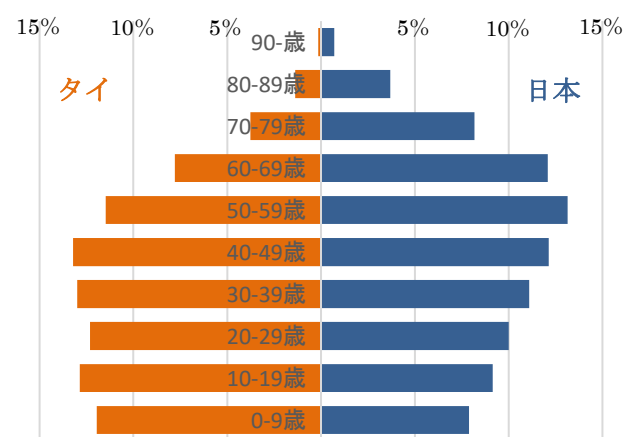
図1 合計特殊出生率の推移（1980-2023）



出典元：World Bank, World Development Indicator

両国とも置換水準(2.1)を下回る傾向が続く。

図2 人口ピラミッド比較（年代別人口構成比）



出典元：

日本：総務省統計局「人口推計」2024年1月1日現在  
タイ：United Nations Population Division, World Population Prospects 2022 (2024年推計値)

日本は高齢層の比率が高く、タイは中年層が多いものの高齢化が進行しつつある。

### 3 制度対応の相違点

両国の対応は共通点を持ちながらも、政策の焦点や実行手段に差があります。日本は働き方改革や育休制度の拡充を通じて労働参加率を高めるアプローチを進めてきました。タイは法的保護の整備を優先し、短期的に労働環境を改善することで出生・育児の負担軽減を図る傾向があります。

**表2 タイと日本の主要政策対応の比較**

項目	タイ (改正の主眼)	日本 (近年の対応)
育児関連 休暇	延長・配偶者休暇導入	育休拡充・男性育休促進
契約労働者 保護	権利明確化	非正規対策・待遇改善
労働力対 策	外国人労働者の活用余地	高齢者・女性の就労促進
社会保障	制度拡充の準備段階	財源・給付の持続性が課題

### 4 社会と企業に及ぼす影響

少子高齢化は公共財政だけでなく、企業の事業構造や人材戦略にも直接影響します。労働力不足は賃金上昇圧力や採用難を招き、結果として自動化・デジタル化投資の加速や業務プロセスの見直しを促します。サービス業では人手不足を補うための業務効率化や顧客接点の再設計が求められます。

また、働き手のライフステージに応じた柔軟な雇用形態や福利厚生整備は、人材の定着と生産性向上に直結します。法改正はその方向性を後押ししているため、企業は就業規則や人事制度の見直しを早めに検討する必要があります。

### 5 展望と課題

#### 一 日系企業に広がるビジネスチャンス

タイの制度整備は社会的課題の解決に向けた第一歩であると同時に、日系企業にとって多様なビジネス機会を生み出すと考えられます。

- **人材育成・教育サービス**：職業訓練やリスキリングなど、日本企業のノウハウは高い需要を持つ。

- **医療・介護ソリューション**：介護施設、在宅ケア、介護機器などの需要が急増。日本の経験がモデルとなり得る。
- **自動化・ITソリューション**：製造業やサービス業での自動化・デジタル化ニーズが拡大。
- **働き方改革支援サービス**：就業規則整備や福利厚生プログラム導入支援の需要増。
- **金融・保険商品**：高齢化に伴う医療費・介護費用への備えとして保険・年金補完サービスが商機。
- **M&Aによる事業承継支援**：後継者不足に悩むタイ企業の買収・事業承継は、日系企業にとって新たな市場参入の機会となる。人口減少により事業継続が難しい企業に対しては、資本・ノウハウを提供することで双方にメリットが生まれる。

### 6 結び

タイの労働保護法改正は、少子高齢化という日本と共通した課題に対する制度的な応答の始まりです。日本の経験は多くの示唆を与えますが、タイ固有の社会構造や経済状況を踏まえた柔軟な対応が不可欠です。制度改革は時間を要するため、企業は短期的な業務改善と中長期的な人材・事業戦略を同時に進める必要があります。日系企業にとっては、社会課題の解決に貢献しつつ新たな市場を切り拓く好機でもあります。相互に学び合い、現地に根ざした価値提供を行うことが、持続可能な成長への道となるでしょう。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier

Room no.1901-UnitA,19th Floor,

Sukhumvit Road, Klongton-nue,

Wattana, Bangkok 10110, Thailand

TEL： +66-2-261-2676

FAX： +66-2-261-2677

## 新興国ニュース

## 第 107 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、フィリピン、インドネシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

## ～インド～

**■インド連邦予算 2026-27 (Union Budget) 発表**

## &lt;概要&gt;

2026年2月1日、ニルマラ・シタラマン財務相は2026-27年度連邦予算を発表しました。これは「ユヴァ・シャクティ（若者の力）」を活かした成長と雇用を強調し、インフラ投資、製造業強化、人的資本育成に重点を置きます。

税制面では、新所得税法2025の制定（2026年4月施行予定）に加え、IGST法改正による仲介サービスの供給場所（Place of Supply）判定ルールの変更が大きな目玉となっています。これにより、これまで日系企業が長年直面してきたコミッション取引等への18%の課税問題が解消される道が開かれました。また、ITサービスやデータセンター事業者向けの安全港（Safe Harbour）制度の拡充や2047年まで長期税控除など、外資系企業への強力な誘致策が盛り込まれています。

## ■ポイント

## 1. 新所得税法2025の施行と申告プロセスの変更

- ・ 1961年法の全面改正として2026年4月に施行予定
- ・ 申告期限（ITR）は移転価格（TP）対象者が11月30日、監査対象法人は10月31日に設定
- ・ 修正申告の窓口を9ヶ月から12ヶ月へ延長し、再調査通知後でも一定条件で修正が可能に

- ・ 海外旅行パッケージ等のTCS率を2%に引き下げ、人材派遣を請負向けTDSに統合

## 2. 移転価格（TP）制度の抜本的拡充と迅速化

- ・ IT関連サービスをITサービスに一本化し、セーフハーバーのマージンを15.5%に設定
- ・ インドからデータセンターサービスを提供する関連企業に対し、コストの15%のセーフハーバーを適用する。
- ・ 会社の裁量により、5年間のセーフハーバー継続適用を可能とする。
- ・ ITサービスの適用対象上限を300億ルピーから2,000億ルピーへ大幅に拡大
- ・ ユニラテラルAPA（事前価格合意）を2年以内に完結させるファストトラックを導入
- ・ TPOオーダー期限をAO期限の1ヶ月前とする月単位の枠組みを導入（2007年まで遡及適用）

## 3. IT・データセンター優遇と訴訟削減

- ・ 外国企業がインドの指定データセンター from インドから得る所得を2047年まで免税とする措置を導入
- ・ 不服申し立て（控訴）時の強制預納付（Pre-deposit）を20%から10%に削減
- ・ Form 3CEB（会計士報告書）の未提出罰金を遅延期間に応じた段階的な手数料制へ変更
- ・ 移転価格に関わるドラフトオーダー後のプロセスは、専用の期限（144C）を優先することを明文化

## 4. GST：仲介サービス（Intermediary Services）の供給場所変更

- ・ IGST法第13条(8)(b)項を削除し、判定基準を受領者の所在地ベースへ移行
- ・ 日本親会社等への仲介サービスが輸出と認められ、18%のGST負担（課税・還付不可）が解消

- ・ 海外業者からインド顧客へのサービスは輸入となり、リバースチャージ（RCM）課税の対象に。なお本改正は遡及適用されないため、2017年7月以降の過去期間の扱いには引き続き注意が必要

## 5. 法人税率、会計、関税

- ・ AT（最低代替税）を14%へ引き下げ、新税制への移行を促進
- ・ 証券取引税（STT）は先物（0.05%）、オプション（0.15%）へそれぞれ引き上げ・ICDSをIndAS（インド会計基準）に統合し、2027-28年度から税務上の別個の会計処理を廃止予定
- ・ リチウムイオン電池や救命薬の関税免除、および保税倉庫間の移動における事前許可を不要化

### ■まとめ

今回の連邦予算は、若年人口とデジタル化を成長ドライバーとして、外資系企業に極めて有利な制度を導入する方向性を示しました。

特にGSTにおける仲介サービスの課税ルール変更は、これまで親会社等へのコミッション請求で18%の税負担を強いられてきた日系企業にとって、直接的なコスト削減に直結する大きな前進です。これに加えてITサービス安全港の拡充やデータセンター税控除は、インドを拠点としたグローバル展開を検討する企業にとって強力な追い風となるでしょう。

一方で、TPO オーダー期限の遡及的な明確化やICDS/IndASの統合など、実務・会計レベルでの迅速な対応も求められます。今後は新所得税法2025の細則や、労働コードの施行状況を注視し、コンプライアンス体制をアップデートしていく準備が不可欠です。

## ～フィリピン～

### ■RBEsの国内販売に係るVAT規則の改正 (RR No. 001-2026)

フィリピン内国歳入庁（BIR）は、Revenue Regulations (RR) No. 001-2026 を発行し、RR No. 9-2025 における Registered Business Enterprises (RBEs) の国内販売に対する付加価値税（VAT）規定の一部改正を行いました。本改正では、主にVATの申告・納付方法、適用除外、ならびに請求書表示に関する移行措置が見直されています。

### ■有効日

今回の Revenue Regulations No. 001-2026（RR No. 001-2026）は、2026年2月16日にBIR公式ウェブサイトに掲載され、2026年3月3日から有効です。

### ■B2B取引におけるVATの申告・納付方法

経済特区またはフリーポートからのRBEsによる国内B2B取引について、VATの申告・納付方法が変更されました。

従来は、サービス取引の場合、BIR Form 1600-VTを用いて月次で申告・納付を行うこととされてきましたが、今回の改正により取引ごとにVATを申告・納付する方法となります。

具体的には、以下の対応が必要となります。

- ・ BIR Form 0605 を使用してVATを納付
- ・ 納付書をRBEsに送付（貨物引渡し前）
- ・ 複数の請求書がある場合は、VATをまとめて支払うことも可能
- ・ 貨物引取りの際には、BIR Form 0605 および対象インボイスの一覧を税関（BOC）に提示

### ■VAT適用除外

以下の取引は、本規則による特別なVAT取扱いの対象外とされています。

- ・ VAT ゼロ税率の商品取引 (Tax Code Sec.106(A)(2))
- ・ VAT ゼロ税率のサービス (Sec.108(B))
- ・ VAT 免税取引 (Sec.109)
- ・ 税法 Title XIII に基づく VAT 免税またはゼロ税率取引

また、VAT 登録をしている Domestic Market Enterprises (DMEs) が対象となる場合、従来の買手納付方式ではなく、通常の VAT 取引と同様に売手である RBE が VAT を申告・納付します。

### ■インボイス表示およびシステム対応

既存のインボイスについては、以下の対応が認められています。

#### 手書きインボイス

- ・ 「VAT/VAT Amount」と記載されている場合、「VAT on Local Sales」のスタンプを押すことで継続使用可能
- ・ BIR の事前承認は不要

#### VAT 免税インボイス

- ・ 同様に「VAT on Local Sales」のスタンプを押して使用可能

#### 電子システム (POS、CAS、CRM 等)

- ・ 「VAT/VAT Amount」を「VAT on Local Sales」へ変更、または追加する必要があります。

なお、これらのシステム変更の期限は 2026 年 12 月 31 日まで延長されています。

### ■まとめ

今回の改正により、RBEs の国内 B2B 取引では VAT の納付方法が取引単位での納付に変更されました。また、VAT の適用除外取引やインボイス表示に関する取扱いも整理されています。RBEs およ

び関連企業は、VAT 納付手続きやインボイス表示、会計システムの設定について確認しておくことが望まれます。

## ～インドネシア～

### ■年次報告義務化の背景と実務対応

インドネシアでは従来、株式会社の年次報告は株主総会 (RUPS) での内部的な報告義務にとどまり、法務人権省への提出は必須ではありませんでした。そのため、多くの企業が年次報告を未提出のまま運営を続けており、コーポレートガバナンスの実効性に課題がありました。

こうした状況を受け、政府は 2025 年 12 月 17 日に施行された法務大臣規則第 49 号 (Permenkum 49/2025) を通じて、旧規則 (Permenkumham 21/2021) を全面的に改定しました。本規則の制定目的として、以下の 4 点が挙げられています。

- (1) 法人管理の透明性・実効性・説明責任の向上
- (2) SABH (法人管理システム) を中核としたデジタル行政基盤への移行
- (3) 実質的支配者 (Beneficial Owner) 開示の強化による国際的なマネーロンダリング防止基準への整合
- (4) 「一回きりの登記手続き」から「継続的コンプライアンス管理」への転換

これにより、年次報告の提出は企業の法的存続に直接関わる義務として位置づけられるようになりました。

従来は役員変更などの登記事項がある場合のみ法務省への報告が行われるケースが多ありましたが、今後は変更の有無に関わらず、すべての会社が年次株主総会 (AGMS) を開催し、その結果をオンライン提出することが求められるようになります。

### 1. 提出要件

提出方法：法務人権省の SABH（法人管理システム）を通じて電子提出

提出期限：株主総会の開催は会計年度終了後 6 ヶ月以内（12 月決算の場合は翌年 6 月末まで）。その後、公証人証書の作成日から 30 日以内に SABH へ電子提出が必要です。

### 2. 主な報告内容

年次報告には、決算報告に加え、以下の事項を含めることが想定されています。

- ・ 財務諸表および経営報告書の承認
- ・ 監査役による監督業務の報告、取締役・監査役の報酬情報
- ・ 実質的支配者（Beneficial Owner）に関する情報の開示

また、今後は法務人権省（AHU）、投資省（OSS）、税務総局（DGT）等のシステムとの連携が進むことで、資本金払込状況や役員情報の整合性がより厳格に自動照合される方向にあると考えられます。

### 3. 未提出の場合の主なリスク

年次報告を期限内に提出しない場合、以下の行政措置が段階的に適用される可能性があります。

- ・ SABH アクセスのブロック：書面警告後 30 日以内に対応しない場合、SABH へのアクセスがロックされ、役員変更、住所変更、増資などの登記手続きが行えなくなる可能性があります。
- ・ 事業活動への影響：登記手続きが滞ることで、各種登記手続きが滞り、結果としてライセンス維持や輸出入業務等、事業活動全般に支障が生じる可能性があります。
- ・ 法人登録への影響：長期間にわたりコンプライアンス義務を果たさない場合、将来的に「休眠会社」とみなされ、法人格に影響が及ぶ可能性も指摘されています。

今回の規則改正により、コンプライアンスの不備が事業運営上のリスクにつながりやすくなっています。実際に SABH アクセスがロックされる事例も既に報告されています。

12 月決算の企業様においては、6 月末の期限に向けた準備期間が限られておりますので、早めに現状の登録データ準を確認し、早期に年次報告の準備を開始されることをお勧めいたします。

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <https://tcg-wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)

## マレーシア：新インセンティブフレームワークの続き

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

### <ポイント>

- ビザ要件の厳格化/税務面からの注意点
- 新インセンティブフレームワークの税率適用例

### <ビザ要件の厳格化/税務面からの注意点>

N子：加藤さん、今回も新インセンティブフレームワークの続きですか？

加藤：そうですね。ただ、その前に少しだけ、ビザ関連のお話をさせていただきます。最近お客さんからのご質問が非常に多いので。

N子：宜しくお願ひ致します。

加藤：ビザ要件が厳格化され、給与基準が満たせなくなりそうなケースが増えてます。単純に給与を上げる訳にはいかないの、とりあえず現時点で良くある解決策は、家や車などの現物支給を現金手当に変えるという方法です。

N子：なるほど。それで少しでも月給を上げるんですね。

加藤：はい。ただ、注意しなければならないのが、現物給与に関しては、その評価額の算定方法というのがあり、概ね現金による手当支給より低い金額が設定されています。

N子：なるほど。つまり、現金支給に変えることで、税金が高くなってしまおうんですね？

加藤：そういう事です。例えばコンドミニアムなどの住居で言うと、実際に支払った賃料（家具部分を除く）の年間トータルと総所得額の30%を比べ、低い方をとることができます。

N子：なるほど。

加藤：次に車ですが、これは車の価格ごとに現物給与の評価額が設定されているテーブルがあるのですが、例えばRM150,000の車であればRM6,500（車両価格に対応する部分と燃料費に対応する部分の合計）、RM200,000の車であればRM8,800が所得とみなされる金額になります。

N子：はい。

加藤：これを現金手当に変えた場合、例えばRM200,000の車を例にすれば、5年償却として年間RM40,000ですから、かなり税金的には損すると言えます。

N子：なるほど。しかもリースだったら、それに金利要素も加わりますもんね。

加藤：はい。まあ、とは言えビザと税金の天秤ですから、皆さんビザ取得を優先し、お金で解決できる税金のプライオリティは下げざるを得ないと思います。

### <新インセンティブフレームの税率適用例>

加藤：次に新インセンティブフレームワークです。製造業は3月1日、サービス業は第2四半期(4~6月)に導入予定で、現行の「1986年投資促進法」に基づくインセンティブは、2月末までの申請で打ち切られます（承認済みインセンティブは引き続き有効で、その条件に変更はありません）。新インセンティブは、「NIAスコアカード」なるものを用いて、経済価値創出効果、ローカル人材の育成、国内サプライチェーン強化、技術移転、持続可能性などの面からMIDAが投資案件を審査し、要件を満たした企業にインセンティブが認められることとなります。従来の投資額中心の評価から転換し、プロジェクトの質を重視した判断が行われ、スコアが高くなるほど、より優れたインセンティブパッケージが付与されます。

N子：はい。

加藤：新インセンティブは、以下の2つのインセンティブのうち、いずれかを選択することになります。例えば新規投資を前提にすると、

- ① STR：一定期間法人税率が優遇される「特別税率(STR)」。Tier（段階）と条件達成度に応じて0% / 5% / 10%等。最大15年。期間中の累積損失は、インセンティブ期間終了後7年間繰越し可能。毎年条件達成が必要になるが、遡及的なClawback（戻し処理）はない。
- ② ITA：適格資本支出の一定割合を所得から控除できる「投資控除(ITA)」。適格資本支出(QCE)の一定割合を課税所得から控除。新規投資については適格資本支出の最大100%控除（最大10年）のITAが認められる。未使用分は繰越し可。

加藤：STRの具体的な税率ですが、新投資案件を前提にすると、ハイクオリティ、ミディアム、ベースラインの3つに分類し適用されます（それぞれにティア1&2があるため計6分類になる）。ハイクオリティのティア1は0%/10年、ティア2は5%/10年です。ミディアムのティア1は5%/5年、ティア2は10%/5年、ベースラインについては後述のLDA又は中小企業に該当しない限り特別税率の適用はありません。

N子：はい。

加藤：また、LDA（開発途上エリア）や中小企業に該当する場合は、更なる優遇が受けられることもあります。

N子：はい。

加藤：ITAについても、上記6分類が適用され、ハイクオリティのティア1は100%/10年/100%控除、ティア2は70%/10年/100%控除です。ミディアムのティア1は60%/5年/100%控除、ティア2は30%/5年/100%控除です。ベースラインは、LDAや中小企業のみ恩恵を受けれます。

N子：なるほど、複雑ですね。

加藤：はい。あと前述の通り、従来のインセンティブが初期条件でほとんど確定したのに対し、新インセンティブフレームでは年次条件が付けられ、それが継続してモニタリングされる事になり、年

次評価で取り下げられたり、格上げされたりするのが特徴です

N子：不安定になりますね。

加藤：はい、予算立て難しいですね。あと、特定分野が対象になり、除外分野もあるため、前回記事を読み返してください。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## ラマダン商戦とレバラン手当

### —インドネシア特有論点の実務整理—

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)  
榮 颯馬氏

インドネシアにおいて、ラマダン（断食月）およびその明けに祝われるレバラン（イドゥル・フィトリ）は、宗教的行事であると同時に、企業活動に大きな影響を与える重要な時期です。この期間は消費活動が活発化し、多くの企業にとって売上拡大の機会となる一方で、従業員への一時金支給や休暇取得、物流停滞など、会計・税務・労務上の対応が求められます。本稿では、実務上特に重要となる論点を整理します。

### ラマダン期における売上増加と収益認識

ラマダン期間中は食品、衣料品、日用品などを中心に需要が大幅に増加します。企業によっては年間売上の大部分をこの時期に計上するケースもあります。

会計上は、通常通り「履行義務の充足」に基づき収益認識を行います。以下の点に留意が必要です。

- ・ 大量販売による出荷基準と検収基準の混在
- ・ 販売促進キャンペーン（ディスカウント、バンドル販売）の会計処理
- ・ 返品・リベートの見積り計上

特に、レバラン直前の駆け込み需要による売上については、実際の引渡し時点を誤ると期ズレが発生しやすく、監査上の重要論点となります。

### THR（宗教手当）の会計・税務処理

インドネシア特有の制度として、THR（Tunjangan Hari Raya：宗教手当）の支給があ

ります。これはレバラン前に従業員へ支払う一時金であり、通常は「基本給1ヶ月分」が基準とされます。

### —会計上の取扱い

THRは短期従業員給付として、支給義務が発生した時点で費用認識します。一般的にはレバラン前の支給月に以下のように処理します。

- ・ 借方：給与手当費用
- ・ 貸方：未払費用（または現金）

### —税務上の取扱い

- ・ 損金算入：原則として可能
- ・ 個人所得税（PPh21）：課税対象

特に注意すべきは、未払計上した場合の損金算入時期です。実際の支払が翌期となる場合、税務上は損金否認される可能性があるため、支給タイミングと計上時期の整合性が重要です。

### レバラン休暇と労務・コスト管理

レバラン前後は長期休暇（Cuti Bersama）が設定され、多くの従業員が帰省（Mudik）します。この影響で、以下のような問題が発生します。

- ・ 生産ラインの停止
- ・ 物流遅延
- ・ 売掛金回収の遅れ

これに伴い、固定費の負担増加やキャッシュフローの悪化が見られることがあります。会計上は、操業停止による異常原価の取り扱いや、貸倒引当金の見積りに影響する可能性があります。

### ラマダン商戦と税務リスク

売上増加に伴い、税務上のリスクも高まります。特に以下の点が重要です。

#### VAT (PPN) の論点

- ・売上増加に伴う VAT 納税額の急増
- ・インボイス (Faktur Pajak) の発行遅延
- ・プロモーションにおける課税価格の判断

#### 源泉税 (PPh) の論点

- ・販促費 (広告費、インフルエンサー費用) に対する PPh23
- ・イベント費用に対する源泉徴収漏れ

特に近年はデジタルマーケティングの活用が進んでおり、インフルエンサーへの支払に関する税務処理は税務調査でも注目されています。

### 実務上の対応ポイント

ラマダンおよびレバラン期に向けて、企業は以下の準備が重要です。

- ・THR 支給資金の事前確保
- ・売上増加に伴う税額シミュレーション
- ・請求書・税務インボイスの早期発行体制整備
- ・在庫および物流の管理強化
- ・キャッシュフロー計画の見直し

特に、税務と資金繰りは密接に関係するため、事前のシミュレーションが不可欠です。

### さいごに

ラマダンとレバランは、インドネシアビジネスにおいて「機会」と「リスク」が同時に存在する特異な期間です。売上拡大のチャンスを最大限活かすためには、会計・税務・労務の観点から事前に十分な準備を行うことが求められます。特に THR や VAT 対応など、インドネシア

特有の制度を正しく理解し、適切に運用することが、企業の安定的な成長に直結すると言えるでしょう。

### ◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

E メール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネスアップデートについてお届けいたします。

### 中東リスクとタイの石油供給

2026年3月11日、ホルムズ海峡を航行中のタイ船籍貨物船「マユリー・ナリー号」が攻撃を受け、乗組員3名が依然として行方不明の状況ですが、イラン革命防衛隊（IRGC）は「警告を無視して航行を続けたため」と説明し、第三国籍船舶を「見せしめ」として狙ったとされております。この事件は、タイのエネルギー安全保障に深刻な影響を及ぼしています。

タイは石油輸入依存度が高く、中東からの供給が途絶すれば国内経済に直撃します。政府発表によれば現在は約90日分を確保していると伝えられています。一方、タイの地方では一部のガソリンスタンドで燃料切れが発生しており、特にディーゼルやガソリン95が不足しており、北部のターク県やチェンライ県などでは長蛇の列や一時的な売り切れが報告されています。ただし政府は「備蓄は十分であり、供給不足ではなく買いだめによる一時的な混乱だ」としており、買いだめ抑制を呼びかけています。

短期的には国内需要を賄える体制を整えているものの、紛争が長期化すれば燃料価格の上昇、物流コスト増、インフレ圧力が顕著になる可能性があることから、タイ政府はエネルギー安全保障を強化するため、複数の施策を進めております。

#### ・備蓄強化：

国家石油備蓄の増量計画を検討し、民間企業にも備蓄義務を課す方向性。

#### ・代替エネルギー推進：

天然ガス車（NGV）、電気自動車（EV）の普及促進、バイオ燃料の利用拡大。

#### ・供給ルート多様化：

中東依存度を下げ、アジア・アフリカ諸国からの輸入やLNG契約拡充を模索。

#### ・価格安定策：

石油燃料基金による補助金支給や価格調整で消費者負担を緩和。

今後新政権が発足するが、新政権はまず短期的な対応を優先せざるを得ない状況となり、燃料価格の上昇は生活コストに直結するため、政治的には「即効性のある補助策」を優先する状況にあります。

長期的には、再生可能エネルギーの拡大が避けられず、太陽光、風力、水力の導入を加速し、石油依存度を下げることが求められています。また、省エネ技術や電気自動車（EV）の普及を通じて消費構造を変えることも重要となっております。しかし現状では、中国製EVメーカーの現状は拡大と停滞が混在しており、大手は投資拡大を続ける一方、一部メーカーは事業清算に苦しんでいる状況もあります。こうした事例は、エネルギー転換の現実的な困難を象徴しており、さらに、政権交代に左右されない「国家戦略」としてエネルギー政策を位置づけ、政策の安定化を図る必要があります。持続的なエネルギー戦略を確立できるかどうか、タイが石油依存から脱却できるか否かの重要な分かれ道となります。

東南アジア主要国の石油依存度（2020年時点）\*<sup>1</sup>

タイ	約36%	中東依存度が突出して高い
フィリピン	約43%	石油のほぼ全量を輸入。 中東からの輸入もあるが、インドネシアやマレーシアなど近隣国からの供給が比較的多い。
シンガポール	約46%	石油精製・再輸出拠点。 世界各地から原油を調達しており、中東依存度は分散されている
インドネシア	約32%	国内産油国のため中東依存度は低い。 生産減少傾向にあり、今後は輸入依存度が増加する可能性
ベトナム	約28%	一部国内生産あり。 中東依存度は限定的で、アジア域内からの調達が中心。
マレーシア	約25%	産油国で国内供給力が比較的強い。 輸入依存度は低い
ミャンマー	約20%	国内産出があるが精製能力不足で輸入依存
カンボジア・ラオス	約30%	国内生産なし。ほぼ全量輸入

\*<sup>1</sup> 1ASEAN Centre for Energy 「7th ASEAN Energy Outlook 2020-2050」 IEA 「Southeast Asia Energy Outlook 2022」

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構  
メンバー)

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,  
Bangkok 10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

### 3月のアートイベント

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

3月の香港はアートイベントが集中する季節です。3月は Art Month(藝術三月)とも呼ばれ、アートフェア、ギャラリー展示、パフォーマンスアートなど様々なイベントが一斉に開催されます。

まず、その代表と言えるのが次の3つのイベントです。

#### ・ Art Basel Hong Kong

3月27日～29日に湾仔のコンベンション&エキシビジョンセンターで開催される世界的アートフェアです。スイス・バーゼル発祥のアートフェアのアジア版で、世界中の美術関係者が訪れます。41か国以上から約240のギャラリーが集結、現代美術や写真、デジタルアート、映像作品など幅広い作品が展示されます。作品展示の他にも、アーティストのトークイベント、ダンスパフォーマンスも行われます。

#### ・ Art Central

3月25日～29日に、中環のハーバーフロント内イベントスペースで開催される若手アーティストの作品が中心のイベントです。Art Baselが世界のトップアーティストが中心なのに対して、Art Centralは若手アーティストによる実験的な作品が多く、インスタレーション作品、パフォーマンス、トークイベントが豊富なのも特徴で、新世代の発掘が期待されています。

#### ・ ComplexCon Hong Kong

3月21日～22日に、アジア・ワールド・エキスポで開催される世界的ポップカルチャー、ストリートカルチャーの大規模イベントです。若者文化を中心として、アート、音楽、ファッション、スニー

カー、ブランド、フードなどを網羅し、2016年にアメリカで始まりました。香港では2024年から開催され、香港はアジア拠点の開催都市となっています。特にスニーカーやTシャツは各ブランドから限定商品が販売されることもあり、コレクター達から注目されています。

また香港では各種アートフェアにとどまらず、香港市内の美術館や文化施設も同時に特別展示を開催するため、3月は街全体が美術館のように変貌します。M+ミュージアム、アジア・アート・アーカイブ、香港芸術館、パラ・サイト・アートスペースなどの施設で、現代アートからアジア美術までさまざまな展示が行われます。特にギャラリーが多い中環や上環エリアでは、複数のギャラリーが同時に展覧会を開催します。近年は街歩き型のアートイベントや屋外展示ツアーなどもあり、その規模は年々拡大していて、アート好きにとって3月の香港は特に面白い季節となるでしょう。

さて、香港でアートが盛んなのはなぜでしょうか。その理由として、香港の歴史的背景、国際都市、地理的要因などの理由が挙げられます。

まず歴史的背景について、香港はイギリスの植民地時代に東西の文化が混ざり合う独特の環境が形成されました。香港返還以降も比較的自由的な文化活動が認められていることもあり、海外アーティストにとって活動しやすい開かれた環境が整っています。

国際都市であることもアート市場が強い理由の一つです。香港は金融、貿易の中心地として世界中の人々や企業が集まり、それにより異文化交流も活発です。国際金融都市としてのネットワークが文化的なネットワークの拡大に繋がっていると言えるでしょう。

アジアと欧米をつなぐ地理的な条件も重要です。香港は関税が低く、作品の輸出入も自由であるため、アートの取引がしやすいため Christie's や Sotheby's といった世界的に大規模なオークションも香港で開催されています。現代アートから古美術まで、様々な作品が売買されており、中国をはじめアジア各国の富裕層のコレクターにとって香港はアクセスしやすく、高額なアート作品が取引されています。この巨大マーケットが多数のアーティストを香港に引き寄せる要因の一つになっています。

香港政府は近年アートに特に力を入れており、文化施設の整備も進んでいます。西九龍文化地区の開発によって、香港はアート都市としての存在感を世界に印象づけました。香港は作品を売買するマーケットだけでなく、文化を発信する都市としての役割も強めています。世界中のギャラリーやコレクターが集まり、「アジアのアートハブ」としての役割を果たすべく進化しています。

また、コレクターの世代交代も進んでいます。Z世代の若いコレクターが増え、若いアーティストやアジア出身の作家に注目が集まるようになってきました。作品の価格帯も高額な作品だけでなく、中価格帯の作品がよく売れるようになり、市場の広がりが見られます。中国で増える新しいコレクターたちの購買力は、今後も香港市場に大きな影響を与えると考えられます。香港は東西の市場をつなぐゲートウェイとしての役割を担う他、アジアの他都市との競争も見逃せません。近年は韓国のソウルやシンガポールもアート市場として急速に成長しており、香港もこれらの都市と並ぶ存在になっています。国際フェアや文化施設、観光と結びついた都市戦略など、アートを中心とした都市ブランドづくりがますます重要になっています。国際アートフェア、オークション市場、文化施設、そしてアジアのコレクターという要素が組み合わ

さって、香港はアジアのアートシーンの中心であり続けています。今後、アート市場がさらに成長していく中で、香港がどのような位置を築いていくのか、引き続き注目していきたいところです。いよいよ香港の旧正月が始まります。香港の祝日としては2月17日(火)～19日(木)の3連休で、職場によっては2月14日(土)～22日(日)の9連休となることもあります。充実した長期休暇を過ごして、新しい一年をスタートさせましょう。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

##### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 中国: 2026年1月施行「増値税法実施条例」の解説 (第2回)

～増値税法・本実施条例の施行下で、実務上に大きな影響を与える仕入税額控除の新ルールを、補充規定と共に解説～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

本稿は、JP マイツ通信 2026年2月号に続き、増値税法実施条例ii (以下“本実施条例”と表記) の解説として、仕入税額控除をテーマに取り上げます。尚、本テーマを含み、後述の通り、増値税法、本実施条例の補充規定が相次いで公布されており、本稿でも概要を説明します (次回が「本実施条例の解説」シリーズ最終回です)。

### 1. 増値税法iii施行後も踏襲される仕入税額控除の基本的な枠組みと本実施条例における新たなルール

まず、従前の JP マイツ通信等において、繰り返し、2026年1月より施行された増値税法は現行制度をほぼ踏襲しており、施行の影響は限定的とお伝えしてきました。

仕入税額控除も同様であり、一例として、日本の“課税事業者”に相当する一般納税人の場合、日本の適格請求書 (所謂“消費税インボイス”) に相当する発票を税務証憑として、売上増値税額から仕入に係る増値税額を仕入税額控除し、差額を納付する等の現行の枠組みは、何ら変わりません。

但し、同法の補充規定である本実施条例には実務的な変更が複数、見受けられ、“500万円限度額ルール”等の新たな仕組みが設けられるなど、特に留意が必要です。仕入税額控除に係る詳細は以下の通りです。

#### (1) 混合用途時の取扱い

##### ① 固定資産以外の貨物・サービスを購入した混合用途時の取扱い

一般納税人が固定資産以外の貨物・サービスを購入し、当該仕入を簡易計算方式・免税・非課税取引に共用したものの、これらの仕入税額控除 (不可部分) を区分できない場合、売上または収入割合で按分し、当期の控除不可額の算定が求められます。特に、翌年1月の納税申告期間内に年間の精算を行わなければならない点は、変更事項であり、注意が必要です。

また、既に控除した仕入税額について、後に用途が変わり免税・非課税の取引等に該当した場合、当該取引に対応する仕入税額を当期の仕入税額から控除しますが、金額が確定できない場合には、当期の実際の原価に基づき控除すべき仕入税額を計算します。

また、これらの具体的な計算方法は、13号公告ivに規定されています。

##### ② 固定資産・無形資産・不動産等「長期資産」の混合用途時の取扱い

本論点は、本実施条例において特に実務上の影響が大きい項目です。

増値税法では基本法との性質上、原則規定に止まり、今回、混合用途の具体的な控除方法は、本実施条例により、以下の通り、明確化されました。

- 単独項目で取得原価が 500 万円を  
超えない長期資産：  
対応する仕入税額を全額売上税額  
からの控除が可能
- 単独項目で取得原価が 500 万円を  
超える長期資産：

購入時に仕入税額を全額控除し、その後、混合用途としての使用期間中に、調整年限に基づき、売上税額から五種類の控除不可項目<sup>i</sup>に対応する控除不可の仕入税額を計算、毎年調整

すなわち、取得原価が 500 万元以下では従来同様に、仕入税額を全額控除できる一方で、(同) 500 万元超の場合には購入時には全額控除できるものの、その後、実際の用途に応じて、下記の「調整年限」に従い、毎年控除不可部分を調整する仕組みが導入されました。

尚、具体的な計算方法及び「調整年限」は、13 号公告と同日に公布された、「長期資産仕入税額控除暫定弁法」(以下“15 号公告”と表記) <sup>vi</sup>に規定されています。

## (2) 非正常損失の取扱い

また、仕入税額控除を不可とするものに“非正常損失”が挙げられます。本実施条例では現行制度をほぼ踏襲し、“非正常損失”を“管理不善による貨物の盗難・紛失・腐敗変質や法令違反による貨物或いは不動産の没収・破棄・取り壊し等を指す”とし、これらに対応する仕入税額控除が認められません。

更に今回、対象範囲をより明確化し、具体的に以下等を挙げています。

- ▶ 非正常損失の対象となる仕入貨物、および関連する加工・修理・補修役務、交通運輸役務
- ▶ ( ) 仕掛品・完成品に使用された仕入貨物 (固定資産を除く)、加工・修理・補修や交通運輸役務
- ▶ ( ) 不動産、及び当該不動産に消費された仕入貨物と建築役務
- ▶ ( ) 不動産の建設仮勘定に消費された仕入貨物 と建築役務。不動産の建設仮勘定には、納税者が新築・改築・増築・修繕・装飾する不動産を含む。

## 2. 留意事項

今回の、本実施条例における仕入税額控除の取扱いは、実務面では影響が生じ得ます。

また、本稿では取上げませんでした 13 号公告、15 号公告等と同日公布の“14 号公告”(増値税予納税額管理弁法) <sup>vii</sup>も公布されるなど、補充規定も相次いで公布されていますので、関連規定にもご留意ください。

本稿は、次回を最終回とし、本実施条例と適宜、関連補充規定も含めて解説を解説を行います。

<sup>i</sup> マイツグループのニュースレターは下記 URL の通り。

URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)

<sup>ii</sup> 原文 URL: [中华人民共和国增值税法实施条例 税务 中国政府网](#)

<sup>iii</sup> 原文 URL: [中华人民共和国增值税法 中国政府网](#)

<sup>iv</sup> 原文 URL: [关于增值税进项税额抵扣有关事项的公告](#)

詳細は JP マイツ通信 3 月号を参照願いたい。

<sup>v</sup> 簡易計算方式による課税項目、免税取引項目、本実施条例第 22 条で定義された仕入税額控除不可の非課税取引、集団福利(従業員福利厚生)、個人消費

<sup>vi</sup> 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)

(長期資産仕入税額控除の暫定弁法)

詳細は JP マイツ通信 3 月号を参照願いたい。

<sup>vii</sup> 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)

(増値税予納税額管理弁法の公告、財政部・国家税務総局公告 2026 年第 14 号)

#### マイツグループ

---

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email：[yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

## ベトナムのいまとみらい &lt;第 22 回&gt;

## ホーチミンのオフィス事情

## ～パフォーマンスを最大化する異文化交流～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

社会保険労務士 山本真佑

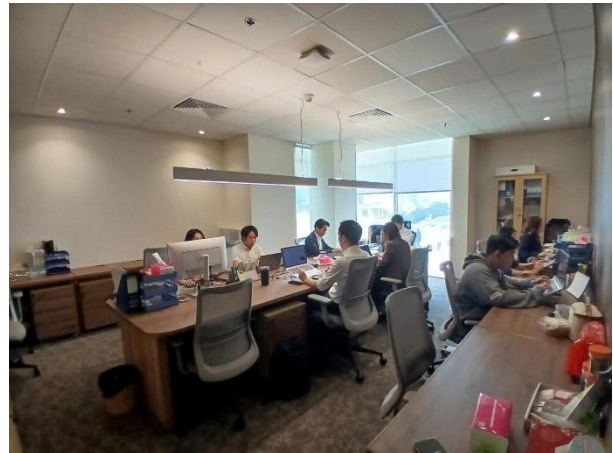
Xin Chào！ホーチミンの山本です。

4月、日本では新しいスタートを切る季節ですね。街には新入社員の初々しい姿がみられる頃でしょうか。一方、ホーチミンは乾季の終わりにあたり、1年で最も暑い季節を迎えています。日本の春の便りを聞くたびに、過ぎしやすい春の陽気を懐かしく思い出します。

さて、私が当コラムを担当するのはずいぶん久しぶりとなってしまいました。

実は先月、ホーチミンオフィスを移転いたしました。新しい環境の中、日本と同じく「4月の新しいスタート」を切るような清々しい気持ちでこのコラムを執筆しています。

私たちは慣れ親しんだベトナムの日本人街レタントンを離れ、新たな拠点へと移転しました。



私は、ホーチミンに赴任以来ずっとレタントンで働いていたため、この街を離れることには、一抹の寂しさも感じています。

とはいえ、新しいオフィスはこれまでの場所から車でわずか5分ほどの立地。

昨年オープンしたばかりの日系レンタルオフィスなのですが、これまでの環境と大きく異なり、外資系企業も多く集まる国際色豊かな環境へと大きく変化しました。

この新しい環境からまず初めに皆様にお伝えしたいこと、それは、ベトナムにおける「本気のお昼寝文化」です。



ベトナムには午後のパフォーマンスを最大化するため、昼食後にしっかり睡眠をとる習慣があります。

オフィスの明かりを完全に消し、床にシートを敷いてタオルケットまで掛けるという徹底ぶりです。

初めてその光景を目にしたときは、本当に驚きました。

この習慣のない日本人が、昼休みの時間帯に仕事をして、パソコン操作や資料の印刷などで、大きな音を立てると、猛烈に怒られてしまうのです。それほどまでに、ベトナムにおいては、大切なパワーチャージの時間なのです。

今回の移転により、オフィス面積をこれまでの1.5倍に拡充、休憩環境も劇的に改善することができました。

新オフィスには清潔で充実した休憩スペースを確保できたおかげで、快適な環境でお昼寝することで、スタッフもしっかりリフレッシュ。午後からの集中力もこれまで以上に高まっていることが感じられます。



働く環境の変化は、人々のマインドや動きにも良い影響を与えてくれますし、それぞれの文化や習慣、そして時代に合ったオフィスのあり方を考えるのも経営戦略の一部だと思います。

私たちみらいコンサルティングベトナムでは、自らが実践の場となり、実体験に基づいた知見をもって、お客様のグローバル組織づくりにさらに深く伴走してまいりますので、お気軽にご相談ください。

#### ◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

5th Floor SFC Building, No.9 Dinh Tien Hoang Street, Saigon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

[yamamoto-s@miraic.jp](mailto:yamamoto-s@miraic.jp)

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。